

第10次総量削減(総量管理)計画の策定 及び総量規制基準の改定等に向けて

- 第10次水質総量削減の在り方について
 - 総量削減から総量管理への転換—(答申)
- 三重県の第10次総量削減(総量管理)計画の策定に向けて
- (参考)総量規制基準の改定について

第10次水質総量削減の在り方について（諮問）

別添 2



- 水質総量削減制度の対象水域においては、水質汚濁を防止し、水質環境基準を確保するため、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷削減に取り組んでいるところ、現状を踏まえて、第10次水質総量削減の在り方について中央環境審議会の意見を求めるもの。
- 令和6年10月に諮問し、同年12月から水質総量削減専門委員会における審議を開始。令和8年1月に委員会報告を取りまとめた。

諮問理由

現状

- 対象水域の水質は全体として一定程度改善してきているものの、引き続き以下のような課題がある。
 - ・ 水質汚濁が課題となる海域が依然として存在
 - ・ 夏期の高温期を中心に貧酸素水塊の発生等
- 一方で、栄養塩類濃度が低いことによる生態系や水産資源への影響に対する懸念。
- このため、指定水域全体の水質を対象とした汚濁負荷の総量規制から、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理への移行の必要性が指摘。
- 瀬戸内海では令和3年6月に瀬戸法を改正し、栄養塩類管理制度を創設。

現状を踏まえ、

総合的な水環境改善対策を推進するため、第10次水質総量削減の在り方について諮問

第10次水質総量削減の在り方について—総量削減から総量管理への転換—(答申)



第10次水質総量削減の在り方 — 総量削減から総量管理への転換 — (総量削減専門委員会報告)

水質総量削減制度 (現状)

閉鎖性海域*に流入する汚濁負荷量の総量を削減する制度。化学的酸素要求量(COD)と栄養塩類(窒素、りん)が対象。

現状と課題

- 9次にわたる水質総量削減の取組により水質は全体的に改善
- 近年では、一部地域で栄養塩類の不足等による水産資源への影響が指摘
- 一方、貧酸素水塊の拡大等、水環境保全上の課題が依然として存在

▶ 海域ごとのきめ細やかな
水環境管理が必要

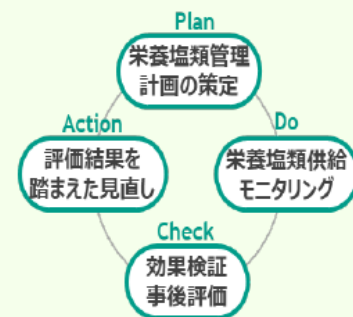
水質総量管理制度 (今後)

削減一辺倒からきめ細やかな水環境管理へ

*一般排水基準のみでは環境基準達成が困難な
東京湾、伊勢湾、瀬戸内海が対象

① 栄養塩類の供給を可能とする **栄養塩類管理制度** を導入

- ・環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、栄養塩類管理計画の策定による**栄養塩類の増加措置**を可能とし、当該措置の実施者には**総量規制基準を適用除外**
→水質予測システムを活用した事前評価や目標を設定
- ・事後モニタリングの結果に応じて計画を見直すなど、**順応的管理の仕組み**を徹底



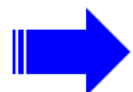
② 総量削減制度の**基本的な枠組は維持**

- ・国は「**総量管理基本方針**」を策定 ・都府県は同方針に基づき「**総量管理計画**」を策定
- ・同方針と同計画において、**管理目標量**を設定

▶ 水質が悪化しないよう、
汚濁負荷量の総量を管理

その他の水環境管理に係る対策

- ・藻場・干潟の保全・再生・創出や底質の改善等の実施



これらの施策により、**総合的な水環境管理** を通じて **きれいで豊かな海の実現** を目指す

栄養塩類管理制度



- 生物の多様性や生産性の観点の確保に支障が生じているおそれのある特定の海域において、**水質の保全と両立を図れる**等ができる場合、栄養塩類の増加措置を可能とするものである。
- 栄養塩類の増加措置を実施する場合には、関係府県が策定する**栄養塩類管理計画**に基づき、周辺環境の保全上の支障を生じさせることなく効果的かつ機動的に行えるよう、**順応的な栄養塩類管理***を実施

*目標を設定し、モニタリングと並行しながら、人為的に管理し得る範囲において 手法を実施し、その後、モニタリング結果に基づく検証・学習によって随時手法の変更を加え、目標を達成していくという順応的な考え方に基づく栄養塩類の管理



- 周辺環境の保全との調和・両立を図るため、以下の手続を規定。
 - ✓ 水質の目標値は水質環境基準の範囲内において策定
 - ✓ 計画策定時に栄養塩類供給が環境に及ぼす影響に係る調査・予測・評価を実施
 - ✓ 環境保全上関係のある他の自治体、環境大臣等の関係者への意見聴取、協議等を実施
 - ✓ 定期的に水質の状況を調査・分析・評価し、随時、必要な計画の見直しを実施
- 栄養塩類管理計画に記載された工場又は事業場について、以下の特例を新設し、海域ごと、季節ごとのきめ細やかな管理を可能にする。
 - ✓ 水質汚濁防止法に規定する総量規制基準の適用を除外
 - ✓ 特定施設の構造等の変更許可手続を緩和

14

(出典:三重県議会豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会(令和7年7月15日)資料1-2(環境省資料))

兵庫県(R4)、香川県(R6)、山口県(R7)、愛媛県(R7)が策定済み

兵庫県栄養塩類管理計画の策定(令和4年10月)



- 瀬戸内海の関係府県市に先駆け、令和4年10月に兵庫県が栄養塩類管理計画を策定。
- 民間工場5カ所、下水処理場28カ所において栄養塩類増加措置を実施。

計画概要

- 対象物質 全窒素、全りん
- 水質目標値 県条例下限値～環境基準値

水域 類型	全窒素 (mg/L)		全りん (mg/L)	
	条例下限値	環境基準値	条例下限値	環境基準値
Ⅱ	0.2	0.3	0.02	0.03
Ⅲ	0.2	0.6	0.02	0.05

● 栄養塩類増加措置実施者

民間工場 (5箇所)	(株)神戸製鋼所、関西熱化学(株)、 (株)カネカ、サントリープロダクツ(株)、多 木化学(株)
下水 処理場 (28箇所)	加古川下水浄化センター、揖保川浄化 センター、垂水処理場、中部析水苑、 明石二見浄化センター 他23箇所

- 対象海域
漁業利用があり、全窒素濃度が県条例に基づく
下限値を下回るおそれのある海域に設定
▶ 大阪湾(ハ)、播磨海域(イ～ニ)、
播磨灘北西部、淡路島西部・南部 海域



(参考)山口県栄養塩類管理計画の策定(令和7年2月)

- 山口県宇部市の沿岸部一部のみで設定する栄養塩類管理計画を策定。
- 事業場1カ所、市の下水処理場2カ所において栄養塩類増加措置を実施。

計画概要

●対象物質 全窒素、全りん

●水質目標値

全窒素 (mg/L)	
下限値	上限値
0.2	0.6

下限値: 水産用水基準において海域の生物生産性が低いとされている値

上限値: 対象海域の水質環境基準の類型である海域Ⅲ

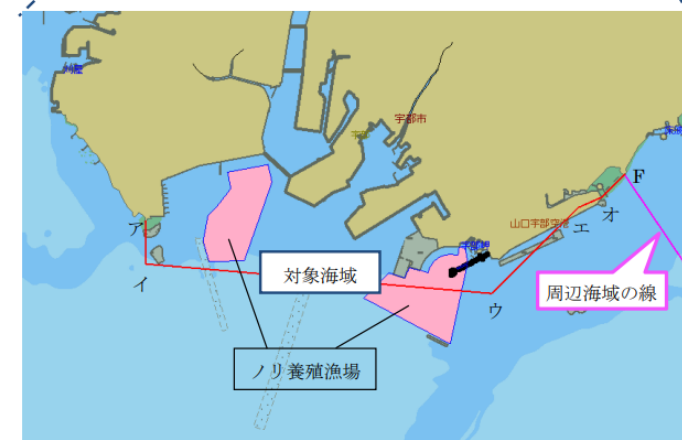
●栄養塩類増加措置実施者

事業場1カ所、市の下水処理場2カ所

	実施者	事業場名	実施方法
①	宇部市	東部浄化センター	季節別運転管理 (硝化抑制、脱窒抑制)
②		西部浄化センター	
③	チタン工業株式会社	チタン工業株式会社 宇部工場	排水処理方法の変更 (高濃度窒素排水の分別回収緩和等)

●対象海域

ノリ養殖で課題を抱える宇部海域に設定



三重県の第10次総量削減(総量管理)計画の策定に向けて

国の総量削減基本方針(時期未定)や「第10次水質総量削減の在り方について(令和8年5月7日 中央環境審議会 答申)」の記載内容等を踏まえて、三重県の独自性(地域特性や重点的な取組等)も十分考慮して整理

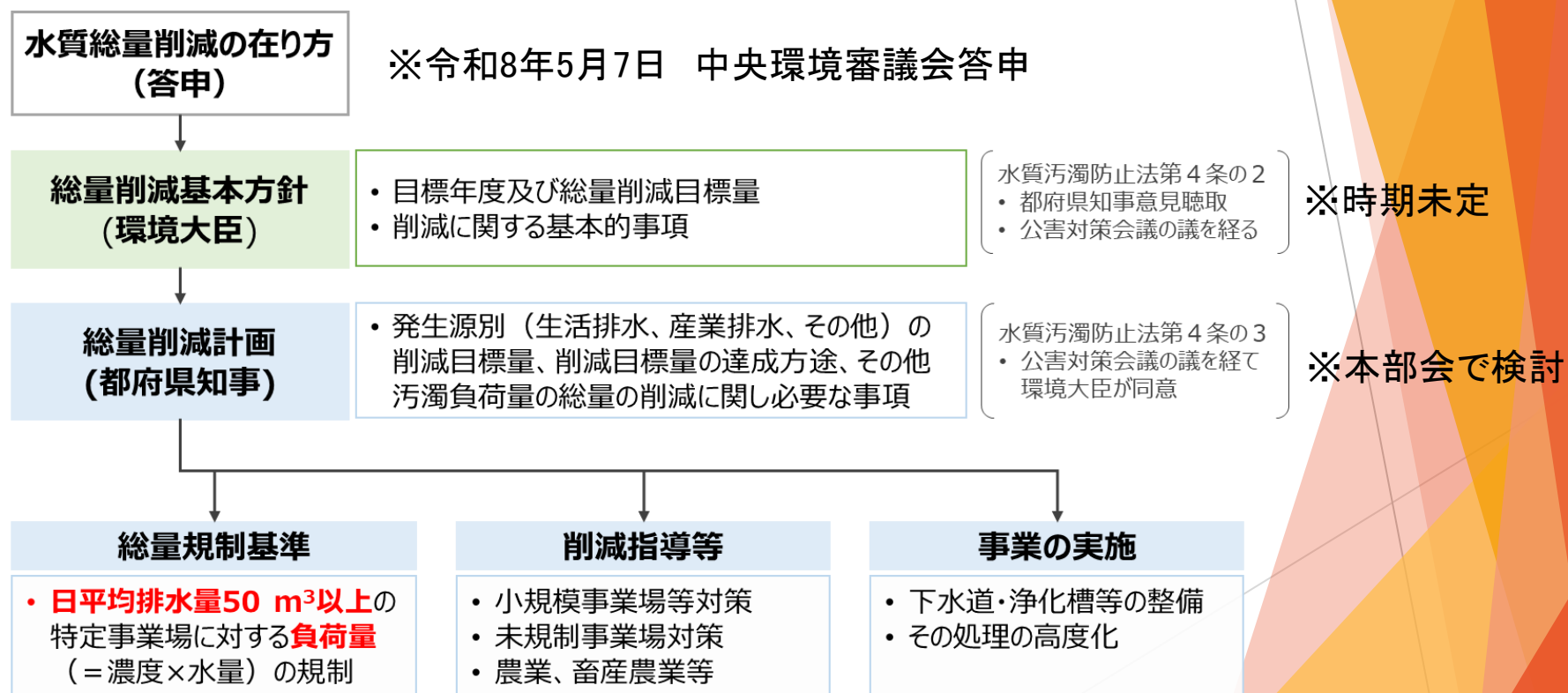


図 水質総量削減制度の概要

(出典:環境省中央環境審議会総量削減専門委員会(第1回)資料に一部加筆)

○「きれいで豊かな海」の実現に向けて

第9次総量削減計画に引き続き、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け各種関連施策を、関係部局と連携のもと総合的に進めていく必要がある。

○「総量削減」から「総量管理」への転換

地域のニーズや課題等に応じて、海域ごとに目指すべき水環境の姿を地域が主体となって定め、きめ細やかな水環境管理への転換を図ることが重要である。

(参考)総量規制基準の改定について

○総量規制基準： $L(\text{汚濁負荷量}) = C(\text{汚濁物質濃度}) \times Q(\text{届出排水量})$

関係都府県は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(環境省告示)」に定められた範囲内において業種その他の区分ごとに総量規制基準を定める必要がある。

今後、総量規制基準の見直しが行われた場合、見直しが行われた業種その他の区分を中心に、具体的な基準(数値設定)の改定の可能性を検討